

第2部 飛鳥寺の移築

第1章 「飛鳥寺≠法興寺」

1 法興寺は蘇我氏の氏寺か

(1) 「飛鳥寺＝法興寺」説

飛鳥寺は奈良県高市郡明日香村にあり、安居院と云われている。飛鳥寺は法興寺であり、また元興寺でもあるという。岩波書店の『日本書紀』の「補注」は次のように書いている。

飛鳥の地につくられた寺であるので飛鳥寺とよばれ、法号で法興寺とも元興寺ともよばれた。 岩波書店『日本書紀』補注

大和の飛鳥に創建されたので「飛鳥寺」というとある。また「飛鳥寺＝法興寺＝元興寺」であるという。これが歴史学や考古学の常識になっている。

果たしてそうであろうか。

(2) 法興寺と蘇我馬子

『日本書紀』は蘇我馬子が法興寺を創建したと書いている。いわゆる「蘇我氏と物部氏の争い」の時である。

- （崇峻）即位前紀（587年）七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣に勧めて、物部守屋大連を滅ぼすことを謀る。（中略）蘇我馬子大臣、又誓いを發して言う、「凡そ諸天王・大神王等、我を助け衛りて利益を獲しめたまはば願はくは當（まさ）に諸天と大神王との奉為（ため）に寺塔を起立（た）てて三宝を流通（つ

た)へむ」という。(中略)ここに迹見首赤椿(いちひ)、(物部守屋)大連を枝の下に射墮し、大連ならびに其の子等を誅す。

(中略)蘇我大臣、亦本願に依り飛鳥の地に法興寺を起(た)つ。

- (崇峻)元年(588年)是歳、飛鳥衣縫造の家を壊して始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の真神原と名づく。亦飛鳥の苫田と名づく。『日本書紀』

蘇我馬子は物部守屋を滅ぼすことを謀る。ところが物部守屋は強くて容易に伐つことができない。蘇我馬子は祈願する。もし物部守屋を伐つことができたなら「寺塔を起立(た)てて三宝を流通(つた)へむ」という。願いのごとく物部守屋を伐つことができた。「蘇我大臣、亦本願に依り飛鳥の地に法興寺を起(た)つ」とある。蘇我大臣は蘇我馬子である。蘇我馬子は「飛鳥の地」に「法興寺」を建立したという。

「(崇峻)元年(588年)是歳」条には法興寺を建てたところを「此の地を飛鳥の真神原と名づく。亦飛鳥の苫田と名づく」とある。法興寺は「飛鳥の真神原」、または「飛鳥の苫田」に建立されたという。「飛鳥」は「大和の飛鳥」であると解釈して、「法興寺」は大和の飛鳥に建立されたので「飛鳥寺」ともいう。これが「飛鳥寺＝法興寺」説である。

法興寺は蘇我馬子によって創建されたので「蘇我氏の氏寺」といわれている。

(3) 法興寺と中大兄皇子

法興寺は「蘇我氏の氏寺」であるという。しかしこれには疑問がある。「645年」に中大兄皇子は蘇我入鹿を伐つ。「乙巳の変(大化改新)」である。ここに法興寺が出てくる。

（皇極）四年（645年）六月、中大兄、密かに倉山田麻呂臣に、蘇我入鹿を斬る謀を陳べる。（中略）天皇、大極殿に御す。（中略）中大兄、佐伯子麻呂等と共に剣を以て入鹿の頭・肩を傷つけ割る。（中略）佐伯子麻呂・稚犬養連網田、入鹿を斬る。（中略）中大兄、即ち法興寺に入り、城と為し、而して備える。『日本書紀』

中大兄皇子は蘇我入鹿を伐ち、「法興寺に入り、城と為し、而して備える」とある。中大兄皇子は蘇我入鹿を伐つと蘇我一族が反撃してくるのに対戦するために「法興寺に入り、城として備えて」いる。蘇我氏と戦うために法興寺に入っている。

法興寺が蘇我氏の氏寺であるならば中大兄皇子は蘇我入鹿を伐って蘇我氏の氏寺に入るはずがない。法興寺が「蘇我氏の氏寺」というのは疑わしい。

(4) 天智天皇と法興寺

中大兄皇子は後の天智天皇である。天智天皇は近江へ遷都した後に病気になる。その平癒を願い法興寺に祈願する。

（天智）十年（671年）九月、天皇、寝疾不豫。（或る本に云う、八月、天皇疾病。）

十月、是月、天皇、使いを遣わし袈裟・金鉢・象牙・沈水香・旃檀香、及び諸珍財を法興寺の仏に奉る。『日本書紀』

「671年9月」に天智天皇は疾病する。「10月」に天智天皇は「使いを遣わし袈裟・金鉢・象牙・沈水香・旃檀香、及び諸珍財を法興寺の仏に奉る」とある。

天智天皇はその二ヶ月後の「671年12月」に崩御する。天智天皇は法興寺に命乞いをしている。法興寺は天智天皇にとってもっとも重要な寺であることがわかる。

中大兄皇子（天智天皇）は蘇我氏と戦うために法興寺に入り、備えている。「法興寺」は天智天皇家の寺ではないだろうか。

蘇我馬子が法興寺を建立したという『日本書紀』の記述は疑わしい。

2 法興寺と上宮法皇

(1) 上宮法皇と法隆寺釈迦三尊像

上宮法皇は「591年」に阿每王権（『隋書』の倭国）から独立して肥前の飛鳥に「上宮王権」を樹立する（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

ところが『日本書紀』は上宮法皇を抹殺している。上宮法皇は『日本書紀』には出てこない。しかし上宮法皇は実在の人物である。上宮法皇は「法隆寺金堂の釈迦三尊像の光背銘」に出てくる。

○法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘

- 法興元三十一年、歳次辛巳（621年）十二月、鬼前太后崩ず。
- 明年（622年）正月二十二日、上宮法皇枕病して愈（よ）からず。
- 干食王后、仍りて以て劳疾し、並びに床に著く。
- 時に王后・王子等、及び諸臣と深く愁毒を懷き、共に相發願す。
仰いで三宝に依り、当に釈像尺寸の王身を造る。此の願いの力を蒙り、病を転じ、寿を延ばし、世間に安住されんことを。（中略）
- 二月二十一日、王后、即世す。
- 翌日（二月二十二日）、法皇、登遐す。
- 癸未年（623年）三月中、願の如く釈迦尊像並びに挾侍及び莊嚴の具を造り竟（おわ）る。（中略）
- 使司馬鞍作止利仏師造る。

寺金堂釈迦三尊像光背銘」（概要を箇条書にした）

「法興元三十一年（621年）十二月」に太后が死去する。翌年（622年）正月に上宮法皇は病気になる。皇后は看病の疲労で床につく。王后・王子等、及び諸臣は上宮法皇の病氣平癒を祈願して「釈像尺寸の王身を造る」とある。

しかし、「二月二十一日」に王后が死去し、翌日の「二月二十二日」に上宮法皇は登遐（死去）する。

翌年「癸未年（623年）三月中、願の如く釈迦尊像並びに狹侍及び莊嚴の具を造り竟（おわ）る。」とある。釈迦尊像は「623年3月」に完成している。これが法隆寺金堂の「釈迦三尊像」である。製作者は止利仏師である。

「釈迦三尊像」は上宮法皇の病氣平癒を祈願して造られている。それが法隆寺金堂の中心に安置されている。法隆寺は「上宮法皇」を祀る寺である。「法隆寺」の完成は「623年3月」である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

(2) 法隆寺と聖徳太子

「法隆寺は聖徳太子の寺である」といわれている。しかし聖徳太子が建立したのは「斑鳩寺」である。法隆寺ではない。法隆寺は前述のように「623年3月」に完成している。

聖徳太子は「621年2月」に死去している。法隆寺は聖徳太子が死去した後後に造られている。法隆寺は聖徳太子が造った寺ではない。

一般には「上宮法皇＝聖徳太子」と解釈している。しかし「釈迦三尊像の光背銘」には「上宮法皇」と明記している。しかも「釈像尺寸の王身を造る」とある。上宮法皇の「王身」に合わせて「釈像」を造っている。「王身」とあるように「上宮法皇」は「王」である。聖徳太子（厩戸皇子）は「太子」であり、「王」になったことはない。「上宮法皇≠聖徳太子」である。

「日本の歴史学」は「上宮法皇＝聖徳太子」にしているために聖徳太子の死去まで変更している。聖徳太子の死去年を上宮法皇の崩年である「622年2月22日」にしている。

しかし『日本書紀』は厩戸皇子（上宮太子、聖徳太子）の死を「621年2月5日」と明記している。

（推古）二十九年（621年）二月五日、半夜に厩戸豊聰耳皇子命、斑鳩宮に薨（みまか）る。
『日本書紀』

「厩戸豊聰耳皇子命」は厩戸皇子であり、聖徳太子である。「621年2月5日」に薨去している。

これは史実であろう。厩戸皇子（聖徳太子）の師である高麗の僧慧慈（えじ）はその死を聞いて「我、来年の二月五日を以て必ず死なむ」と言っている。

（推古）二十九年（621年）二月、是月、上宮太子を磯長陵に葬す。是の時にあたりて高麗の僧慧慈は上宮皇太子の薨（みまか）るを聞いて大いに悲しむ。皇太子のために僧を請い設斎（おがみ）す。仍りて親（みづか）ら経を説く日に誓願して曰く、「日本国に聖人有り。上宮豊聰耳皇子と曰う。（中略）今太子既に薨る。我、国を異にすると雖も心は断金（友情が厚いことをいう）に在り。其れ独り生きるとも何の益あらむ。我、来年の二月五日を以て必ず死なむ。（後略）」という。是に慧慈、期日（二月五日）に死す。是を以て時人の彼も此も共に言う、「其れ独り上宮太子のみ聖（ひじり）に非ず。慧慈も亦聖なり。」という。
『日本書紀』

慧慈は「595年」に日本に来て、聖徳太子の師となり、完成したばかりの「法興寺」に住み、「615年」に高麗国に帰っている。

- （推古）三年（595年）五月、高麗の慧慈帰化す。則ち皇太子の師とする。
是歳、百済の僧慧聰来る。此の両僧は仏教を弘演（ひろ）めて、並びに三寶の棟梁と為る。
- （推古）四年（596年）十一月、法興寺造り竟（おわ）る。是日、慧慈・慧聰の二僧を始めて法興寺に住まわしむ。
- （推古）二十三年（615年）十一月、高麗の僧慧慈、国に帰る。
『日本書紀』

高麗国に帰国した慧慈は聖徳太子（厩戸皇子）が「621年2月5日」に死去したのを「是月」（621年2月）に聞いている。そして「我、来年の二月五日を以て必ず死なむ」と言っている。その宣言どおりに「622年2月5日」に死んだという。

聖徳太子（厩戸皇子）が「621年2月5日」に死去したことはこの記事からも明らかであろう。しかもここには「上宮太子」「上宮皇太子」「上宮豊聰耳皇子」「太子」と出てくる。「太子」である。「王」ではない。『日本書紀』を見ても「上宮法皇≠聖徳太子」である。

上宮法皇と聖徳太子（上宮皇太子、厩戸皇子）が別人であることは対比すれば明白である。

○上宮法皇と聖徳太子の対比

<u>上宮法皇</u>	<u>聖徳太子</u>
■ 王	皇子（太子、皇太子）
■ 622年2月22日崩	621年2月5日薨

上宮法皇と聖徳太子は別人である。

法隆寺は上宮法皇を祀る寺である。「聖徳太子の寺」ではない。

(注記) 聖徳太子は生涯、太子であったことが謎とされている。父用明天皇は「587年」に死去しているから聖徳太子は「621年」に死去するまで「34年間」も太子のままである。これは誰が考えても不自然である。そのようなことになったのは『日本書紀』が聖徳太子を用明天皇の子に捏造しているからである。聖徳太子(上宮太子)は上宮法皇の長子である。聖徳太子は父上宮法皇よりも一年早く死去している。そのため王位に即くことはなかった。

(3) 上宮法皇と「法興」年号

法隆寺金堂の釈迦三尊像の光背銘には「法興元三十一年、歳次辛巳」とある。「法興三十一年=621年」である。「法興元年=591年」になる。

「法興」年号は伊豫温泉の石碑にも書かれていたという。

- 法興六年歳次丙辰、我が法王大王、恵聰法師及び葛城臣と夷与村に逍遙し、正に神井を観る。(後略)

『釈日本紀』(『伊豫国風土記逸文』)

法王大王は恵聰法師及び葛城臣と夷与村(伊豫温泉=道後温泉)を逍遙したという。

「法王大王」とある。「大王」であるから「法興」年号は「法王大王」の年号であろう。「法興六年丙辰年」は「596年」である。「法興元年=591年」になる。法隆寺の「法興」年号と一致する。したがって「法皇」=「法王」であろう。「上宮法皇=法王大王」である。「法興」年号は「上宮法皇(法王大王)」の年号である。

上宮法皇は「591年」に阿每王権(『隋書』の倭国)から独立して肥前の飛鳥に「上宮王権」を樹立して天子となり、「法興」年号を建てている(古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』)。

「法興元年=591年」は上宮法皇が阿每王権から独立した年である。

3 「上宮王家」と法興寺

(1) 上宮法皇と上宮皇子

中大兄皇子の父は舒明天皇であり、母は宝皇女（皇極天皇、斉明天皇）である。田村皇子（舒明天皇）と上宮皇子（厩戸皇子）との関係が『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下、『大安寺縁起』と略）に書かれている。

初め飛鳥岡基（おかもと）宮御宇天皇の未だ極位に登らざるとき、号して田村皇子という。（中略）（田村）皇子、私に飽波に参り、御病状を問う。ここに於いて上宮皇子命、田村皇子に謂いて曰く、「愛わしきかな。善かな。汝、姪男。自ら来たり吾が病を問うや。…」（中略）

天皇、臨崩の日に、田村皇子を召して遺詔す。「朕、病篤し。今、汝、極位に登れ。宝位を授け上宮皇子と朕の厩凝寺を譲る。仍りて天皇位に即く。『大安寺縁起』

田村皇子は飽波に参り、上宮皇子の病氣を見舞うとある。そのとき上宮皇子は田村皇子を「汝、姪男」と言っている。「姪（宝皇女）の夫」という意味である。宝皇女は上宮皇子の「姪」である。

上宮皇子は「厩戸皇子、聖徳太子」である。『日本書紀』は厩戸皇子を「厩戸豊聰耳皇子命」、「上宮豊聰耳皇子」、「上宮太子」、「上宮皇太子」と書いている。厩戸皇子には「上宮」がつく。

■ 上宮皇子（上宮太子、上宮皇太子）＝厩戸皇子（聖徳太子）

「上宮皇子」は「上宮太子」「上宮皇太子」とも書かれている。「上宮」が付くのは「上宮法皇」と関係があるからであろう。上宮皇子は上宮法皇の長男（皇太子）である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

『日本書紀』は上宮法皇を抹殺している。上宮皇子（厩戸皇子、聖徳太子）を用明天皇の子に捏造している（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

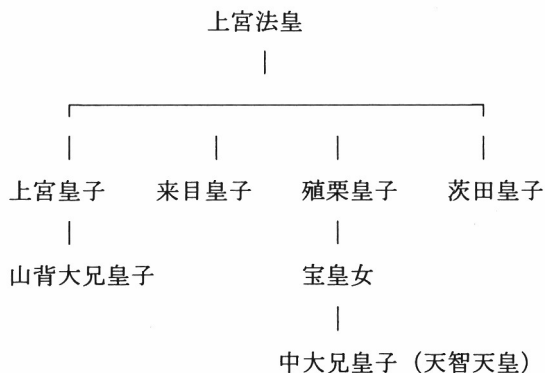
(2) 「上宮王家」

上宮法皇には四人の皇子がいる。上宮皇子（上宮太子、厩戸皇子、聖徳太子）、来目皇子、殖粟皇子、茨田皇子である。

「宝皇女」は上宮皇子の「姪」である。上宮皇子の弟の殖粟皇子（または茨田皇子）の娘であろう。宝皇女の子が中大兄皇子である。

上宮法皇からはじまる「上宮」の家系が「上宮王家」である。直系は「上宮法皇—上宮皇子（厩戸皇子、聖徳太子）—山背大兄皇子」である。中大兄皇子は上宮法皇の曾孫である。「上宮王家」の「系図」は次のようになる。

○上宮王家



宝皇女は上宮皇子（厩戸皇子、聖徳太子）の姪である。『大安寺縁起』の記述と一致している。

(3) 法興寺と「上宮王家」

「591年」に上宮法皇は阿毎王権から独立して「上宮王家（王権）」を樹立する。天子となり、「法興」年号を建てる。「法興寺」は「法興」年号と同じ「法興」が付いている。「法興寺」は上宮法皇が建立した寺であろう。

「596年、法興寺、造り竟（おわ）る」とある。「法興六年」にあたる。「法興六年」は上宮法皇が「恵聰法師及び葛城臣と夷与村（伊豫温泉＝道後温泉）」へ行った年である。「法興寺」は上宮法皇（大王）の在位中に創建されている。法興寺はやはり上宮法皇が建立した寺である。

上宮法皇の長子は「上宮皇子（厩戸皇子、聖徳太子）」である。高麗の僧慧慈は「595年」に来て、上宮皇子（聖徳太子）の師となり、完成したばかりの「法興寺」に住む。

- （推古）三年（595年）五月、高麗の慧慈帰化す。則ち皇太子の師とする。
是歳、百済の僧慧聰来る。此の両僧は仏教を弘演（ひろ）めて、並びに三寶の棟梁と為る。
- （推古）四年（596年）十一月、法興寺造り竟（おわ）る。是日、慧慈・慧聰の二僧を始めて法興寺に住まわしむ。 『日本書紀』

「上宮皇子（厩戸皇子、聖徳太子）」の師である高麗の僧慧慈を完成したばかりの「法興寺」に住まわせている。「法興寺」は「上宮王家の寺」である証

拠であろう。僧慧慈を法興寺に住まわせているのは上宮法皇である。「法興寺」は上宮法皇が建立した「上宮王家の寺」である。

『日本書紀』は蘇我馬子が法興寺を建立したと書いている。『日本書紀』は上宮法皇を抹殺している。そのため蘇我馬子が法興寺を建立したと捏造している。

上宮皇子（聖徳太子）の姪（宝皇女）の子が中大兄皇子である。中大兄皇子は「上宮王家」の子孫である。「乙巳の変」で中大兄皇子は蘇我入鹿を伐つと蘇我氏の反撃を想定して「法興寺に入り、城として備え」ている。「法興寺」が上宮王家の寺だからである。

天智天皇（中大兄皇子）は臨終の直前に「法興寺」に命乞いの祈願をしている。「法興寺」が「上宮王家」の祖である曾祖父の上宮法皇が創建した寺だからである。

(4) 法興寺と法隆寺

「法興」は「仏法を興隆させる（法興）」という意味である。上宮法皇はそれを「年号」にしている。また寺の名前にもしている。

上宮法皇は「法興」を実施する。

（推古）二年（594年）、皇太子及び大臣に詔して、三寶を興隆せしむ。是時に、諸臣・連等は各君の親の恩の為に競いて仏舎を造る。

即ち是を寺という。

『日本書紀』

『日本書紀』は「推古紀」としているが、天皇は上宮法皇である。「594年」は上宮法皇が阿毎王権から独立して「4年目」である。「皇太子」は上宮太子（厩戸皇子、聖徳太子）である。大臣は蘇我馬子である。上宮法皇は聖徳太子と蘇我馬子に対して「三寶（仏法）を興隆せしむ」とある。「法興」を実

施している。その結果、「諸臣・連等は競いて仏舎を造る。即ち是を寺という」とある。上宮法皇は自ら「仏法の興隆」に努めている。

その「2年後」の「596年」に「法興寺」が完成する。「仏法を興隆させる寺」の完成である。

上宮法皇は「法皇」「法王」である。「法」は「仏法」であろう。上宮法皇は「仏法の王」である。「仏法の最高位」という意味であろう。上宮法皇は自ら「仏法の最高位」という自覚を持って「仏法の興隆」に努めている。

「法隆寺」は上宮法皇の病氣平癒を願って造られた上宮法皇を祀る寺である。「法隆寺」とは上宮法皇が「仏法の興隆」に力を注いだので「仏法はすでに興隆しました（法隆）」という感謝を込めて付けられた名前である。「法興寺」と「法隆寺」は対になっている。

○法興寺と法隆寺

- 法興寺 仏「法」を「興」隆させるために上宮法皇が建立した寺
- 法隆寺 仏「法」はすでに興「隆」しましたと上宮法皇を称え、祀る寺

「法興寺」と「法隆寺」はどちらも上宮法皇の寺である。「上宮王家の氏寺」である。そのため「乙巳の変」のとき中大兄皇子は蘇我入鹿を伐つと「法興寺」に入り、城と為し、而して備えた」のであり、また天智天皇は近江へ遷都した後に病気になる上宮法皇が建立した肥前の法興寺に近江から病氣平癒の祈願をしている。

「法興寺」も「法隆寺」も上宮王家の本拠地である「肥前の飛鳥」に創建されている。「法興寺」は「大和の飛鳥」に創建されたのではない。

「飛鳥寺≠法興寺」である。

4 「肥前の飛鳥」と法興寺

肥前に「飛鳥」があったことはほとんど知られていない。法興寺が建立されたのは「肥前の飛鳥」である。肥前の飛鳥は佐賀県三養基（みやき）郡北茂安町東尾である。「肥前の飛鳥」については「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」に詳述しているが、重要なので再度ここで述べる。

(1) 近つ飛鳥と遠つ飛鳥

河内の飛鳥は「近つ飛鳥」であり、大和の飛鳥は「遠つ飛鳥」である。『古事記』は次のように書いている。

（履中天皇）本（もと）、難波宮に座す時、大嘗（おおにえ）に座して豊の明かりを為すとき、大御酒に酔い、大いに御寝したまう。ここにその弟の墨江中王（住吉仲皇子）、天皇を取ろうとして火を大殿につける。ここにおいて倭漢直（やまとのあやのあた）の祖阿知直は（天皇を）盗み出して御馬に乗せて倭（やまと）へ幸（い）でまさしむ。（中略）

故、その地を号して「近つ飛鳥」と謂う。上りて倭（やまと）に到り詔して曰く（中略）。故、その地を号して「遠つ飛鳥（とおつあすか）」という。故、石上神宮に参出て（中略）。天皇、ここに阿知直を始めて蔵官に任じ、糧地を給う。『古事記』

阿知直とは阿知使主である。阿知使主は中国から渡来して肥前に住んでいる（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

履中天皇や阿知使主等は肥前から河内（住吉）に逃げて来る。そこからさらに大和へ逃げる。そのとき河内を「近つ飛鳥」と名付け、大和を「遠つ飛鳥」と名付けている。

西から東へ行くほど「遠く」になっている。河内は「近つ飛鳥」であるから河内（近つ飛鳥）よりも西に「本飛鳥」があるはずである。それが「肥前の飛鳥」である。

履中天皇は「肥前の飛鳥」から逃げて来たのであろう。河内を「近つ飛鳥」、大和を「遠つ飛鳥」と名付けている（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

(2) 『万葉集』と「肥前の飛鳥」

「肥前の飛鳥」は『万葉集』に出てくる。

大伴安麻呂は「慶雲二年（705年）八月」に大納言となり、同年十一月に大宰帥（だざいのそつ）を兼任する。

（文武）慶雲二年（705年）八月、従三位大伴宿禰安麻呂を大納言となす。

十一月、大納言従三位大伴宿禰安麻呂を兼大宰帥となす。

『続日本紀』

大伴安麻呂は京へ上る。娘の大伴坂上郎女は同行する。そのときの歌が『万葉集』にある。

ところが『万葉集』は「慶雲二年（705年）」を「天平二年（730年）」と間違えて編集している。そのため父の「大宰帥大伴卿」は兄の大伴旅人になっている。大伴旅人も同じ「大宰帥大伴卿」であるから間違えたのであろう。

『万葉集』を見てみよう。

○天平二年（730年）庚午、勅して擢駿馬使大伴道足宿禰を遣わす時の歌一首

奥山の磐に……………（略）（巻六 九六二番）

○冬十一月、大伴坂上郎女、（大宰）帥の家を發ち、上道して筑前国宗形郡名児山を越える時、歌一首を作る（巻六 九六三番）

大汝（おおなむち） 少彦名（すくなひこな）の 神こそは 名づけ始（そ）めけめ 名のみを 名児山と負いて わが恋いの千重の一重も慰めなくに

○同じく坂上郎女、京へ向かう海路に浜の貝を見て作る歌一首（巻六 九六四番）

わが背子に恋いせば苦し 暇あらば拾いて行かむ恋忘貝

○冬十二月、大宰帥大伴卿が京へ上る時、娘子の作る歌二首

凡（おお）ならばかかも為（せ）むを恐（かしこ）みと振り痛き袖を忍びてあるかも（巻六 九六五番）

倭道（やまとじ）は雲隠りたり然（しか）あれどわが振る袖を無禮（なめ）しと思うな（巻六 九六六番）

右は、大宰帥大伴卿、大納言を兼任して京に向かい上道す。（後略）

○大納言大伴卿の和（こた）える歌二首

倭道の吉備の児嶋を過ぎて行かば筑紫の児嶋思ほえむかも（巻六 九六七番）

大夫と思えるわれや水茎の水城の上に涙払わむ（巻六 九六八番）

○三年辛未、大納言大伴卿の寧楽（なら）の家に在りて故郷を思ふ歌二首（略）『万葉集』

「天平二年庚午」は「730年」である。次に「冬十一月」、「冬十二月」の歌があり、「三年辛未」になる。「三年辛未」は「天平三年（731年）辛

未」である。したがって「冬十一月」、「冬十二月」は「天平二年（730年）庚午」の「冬十一月」、「冬十二月」となる。

「天平二年（730年）庚午」の「冬十一月」、「冬十二月」であれば「大納言大伴卿」は兄の「大伴旅人」である。岩波書店の『万葉集』の頭注でも次のように説明している。

「冬十一月」は天平二年。大伴坂上郎女は兄旅人の上京に先立って出発したらしい。（中略）大伴旅人が大納言になったのは天平二年冬（十月か十一月）で、大宰帥は死ぬまで兼任。

岩波書店の『万葉集』頭注

「大伴坂上郎女は兄（大伴）旅人の上京に先立って出発したらしい」とある。しかし「冬十二月」の歌には「大宰帥大伴卿」と「娘子」になっている。

冬十二月、大宰帥大伴卿が京へ上る時、娘子の作る歌二首 『万葉集』

「娘子」は大伴坂上郎女である。「大宰帥大伴卿」は父の大伴安麻呂である。「父と娘」であり、「兄と妹」ではない。

大伴坂上郎女の生没年は不詳であるが、大伴坂上郎女は穂積親王に嫁し、穂積親王は霊亀元年（715年）に死去している。このとき大伴坂上郎女は「15才」以上にはなっているであろう。大伴坂上郎女は「700年」以前には生まれている。「天平二年（730年）」には「30才」以上になっている。「30才以上の女性」を「娘子」とは言わない。

しかも穂積親王に嫁し、穂積親王が「715年」に死去すると藤原麻呂と結ばれ、また大伴宿奈麻呂に嫁いで坂上大嬢を生んでいる。「天平二年（730年）」はその後である。大伴坂上郎女はすでに再婚して娘を生んでいる。「娘子」とは言わないであろう。したがって「冬十二月、大宰帥大伴卿が京へ上る

時、娘子の作る歌二首」は「天平二年（730年）」ではなく「慶雲二年（705年）」である。

『万葉集』の編纂者は「慶雲二年」を「天平二年」と間違えて編集している。そのため本来の「天平二年」の「冬十一月」「冬十二月」の歌がはみ出している。

○天平二年（730年）庚午冬十二月、大宰帥大伴卿、京に向ひて上道する時、作る歌五首

吾妹子（わぎもこ）が見し軀の浦のむろの木は常世（とこよ）にあ
れど見し人そなき（巻三 四四六番）

○天平二年（730年）庚午冬十一月、大宰帥大伴卿の、大納言に任せられ京へ上がる時に、（中略）作る歌十首

わが背子を吾が松原よ見渡せば海人少女ども玉藻刈る見ゆ
（巻十七 三八九〇番）

「天平二年（730年）庚午」の「冬十二月」の歌は「『万葉集』巻三 四四六番」にあり、「冬十一月」の歌は「巻十七 三八九〇番」にある。

「天平二年（730年）」であるから「大宰帥大伴卿」は大伴旅人である。これらの歌は「天平二年（730年）庚午」の「冬十一月」「冬十二月」の歌と入れ替えるべきである。

(3) 大伴坂上郎女と肥前の生家

「慶雲二年（705年）冬十一月」に「大伴坂上郎女は（大宰）帥の家を發ち、上道して筑前国宗形郡名児山を越える時、歌一首を作る」とある。大伴坂上郎女は父（大宰帥）の家を出発し、筑前国宗形（宗像）郡名児山を越えている。九州からの上京である。大伴安麻呂の家は九州にある。

大伴安麻呂も「(筑紫の)水城」を通り、「吉備の児嶋」を経て上京している。やはり九州からの上京である。

大伴坂上郎女はその「30年」後の「(天平)七年乙亥(735年)」に父の家で次の歌を詠む。

■ (天平)七年乙亥(735年)、大伴坂上郎女、尼理願の死去を

悲嘆して作る歌一首

栲縄(たくづの)の新羅の国ゆ 人言を よしと聞きして 問い放(さ)くる

親族兄弟 無き国に 渡り来まして (中略) 里家は 多(さわ)に あれども

いかさまに 思いけめかも つれもなき 佐保の山辺に 泣く児なす
慕い来まして布細(しきたえ)の 宅(いえ)をも造り (中略) 草
枕 旅なるほとに

佐保河を 朝川わたり 春日野を 背向(そがい)に見つつ あしひきの
山辺を指して (中略) 嘆きつつ わが泣く涙 有間山 雲いた
なびき 雨に降りきや 『万葉集』(巻三 460番)

■ 反歌

留め得ぬ命にしあれば敷栲(しきたえ)の家ゆは出でて雲隠りにき

右は、新羅国の尼、名を理願という。遠く王徳に感じて聖朝に帰化す。時に大納言大將軍大伴卿の家に寄住して、既に数紀を逕(へ)たり。ここに天平七年乙亥を以て忽(にわか)に運病に沈みて、既に泉界に趣く。ここに大家石川命婦、餌葉の事に依りて有間の温泉に往きて、この喪に会わず。 『万葉集』(巻三 461番)

新羅から来た尼の理願は「大納言大將軍大伴卿の家に寄住して既に数紀を逕(へ)たり」とある。理願は渡来して大伴安麻呂の家に住んでいる。大伴坂上

郎女はこの家で生まれ育ったのであろう。尼の理願に可愛がられて育ったのではないだろうか。

大伴坂上郎女は尼理願が死去したのを悲しみ、「嘆きつつ わが泣く涙 有間山 雲いたなびき 雨に降りきや」と詠っている。涙で有間山に雨が降っているようだという意味である。自分の家（大伴安麻呂の家）から有間山を見ている。

ここには「佐保の山辺に 泣く児なす」とか、「佐保河を 朝川わたり」とある。家は「佐保」にあるのであろう。

従来はこれを「大和の歌」としている。しかし「大和の佐保」から兵庫県の有馬温泉の山（有間山）は見えない。

大伴安麻呂の家は九州にある。「佐保」は佐賀県佐賀郡大和町佐保であろう。「佐保河」は嘉瀬川であろう。「春日」もある。佐保から見える「有間山」は雲仙岳であろう。大和町佐保はもとより、肥前南部から雲仙岳はよく見える。

「大家石川命婦、餌薬の事に依りて有間の温泉に往きて、この喪に会わず」とある。「有間温泉」は島原温泉である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

大伴坂上郎女の生家は「肥前の佐賀郡大和町佐保」である。

（注記）島原半島には「東有間町」「南有間町」があった。今は「北有馬町」「南有馬町」に地名を変更しているようである。舒明天皇も「有間温湯（温泉）」にしばしば行っている。「有間」は古代からの地名である。勝手に「地名」を変更するのは問題である。

(4) 大伴坂上郎女と「肥前の飛鳥」

大伴安麻呂の家は今の佐賀市大和町佐保にある。「慶雲二年（705年）」に大伴坂上郎女は父の伴をして「肥前の佐保」から上京する。大伴坂上郎女は大和の元興寺で次の歌を詠む。

■ 大伴坂上郎女、元興寺の里を詠む歌一首

故郷（ふるさと）の飛鳥はあれど あおによし平城（なら）の明日香
香を見らくし好（よ）しも 『万葉集』（巻六 992番）
（訳）故郷の飛鳥はあるけれども平城（なら）の明日香を見るのは好
いものだ

「故郷（ふるさと）の飛鳥はあれど」と詠っている。故郷の肥前に「飛鳥」があるという。「肥前の飛鳥」である。

『万葉集』の次の歌も「肥前の飛鳥」である。

■ 長屋王の故郷の歌一首

わが背子が古家の里の明日香には千鳥鳴くなり島待ちかねて
右、今案ずるに明日香より藤原宮に遷りし後に、この歌を作るか。
『万葉集』（巻三 268番）

「島待ちかねて」とは海水が引いて干潟（島）が出現するのを待ちかねるという意味である。干潟には鳥の餌がたくさんある。千鳥はそれを待ちかねて鳴いているという意味である。

大和には海がない。これは大和の歌ではない。有明海の歌であらう。「明日香」は「肥前の飛鳥」である。「肥前の飛鳥」は有明海（現在は筑後川）の近くにあることがわかる。「肥前の飛鳥」は三養基郡北茂安町東尾である。すぐ南を筑後川が流れている。

(5) 「飛鳥寺≠法興寺」

法興寺が建立されたところを「飛鳥の真神原と名づく。亦飛鳥の苦田と名づく」とある。法興寺を創建したのは上宮法皇である。上宮法皇は肥前の飛鳥に「上宮王権」を樹立している。上宮法皇の本拠地は「肥前の飛鳥」である。したがって「飛鳥の真神原」「飛鳥の苦田」は「肥前の飛鳥」である。

『日本書紀』は法興寺の建立を次のように書いている。

- (崇峻) 三年 (590年) 十月、山に入り寺の材を取る。
- (崇峻) 五年 (592年) 十月、是の月、大法興寺の仏堂と歩廊を起こす。
- (推古) 元年 (593年) 正月、仏の舍利を以て法興寺の刹柱の礎の中に置く。
- (推古) 四年 (596年) 十一月、法興寺、造り竟(おわ)る。則ち(蘇我馬子)大臣の男善徳臣を以て寺司に拝す。是の日、慧慈・慧聰の二人の僧、始めて法興寺に住む。 『日本書紀』

「596年」に「法興寺、造り竟(おわ)る」とある。法興寺は「肥前の飛鳥」に創建されている。

従来は、これを大和の飛鳥寺としてきた。すなわち「飛鳥寺＝法興寺」として「596年」の「法興寺の創建」を「飛鳥寺の創建」と解釈してきた。しかし「飛鳥寺≠法興寺」である。「596年」には大和の飛鳥(明日香)に「飛鳥寺」は存在しない。

○飛鳥寺と法興寺

- 「596年」に「法興寺」は「肥前の飛鳥」に創建される。
- 創建者 上宮法皇
- 飛鳥寺≠法興寺

第2章 元興寺と阿每王権

1 元興寺の創建

(1) 「元興寺」と丈六の仏像

「飛鳥寺」は「元興寺」でもあるといわれている。「元興寺」について調べてみよう。

元興寺の創建について『日本書紀』は次のように書いている。

- （推古）十三年（605年）四月、天皇は皇太子・大臣、及び諸王・諸臣に詔して、共に同じく誓願を發し、以て始めて銅・續の丈六の仏像各一軀を造る。乃ち鞍作鳥に命じて仏を造る工と為す。是の時、高麗国の大興王は日本国の天皇が仏像を造ると聞いて黄金三百兩を貢上す。
- （推古）十四年（606年）四月、銅・續の丈六の仏像、並びに造り竟（おわ）る。是の日、また丈六の銅像を元興寺の金堂に坐（す）える。時に仏像、金堂の戸より高くして以て堂に納めることを得ず。ここにおいて諸工人等議りて曰く、「堂の戸を破りて之を納めむ」という。然るに鞍作鳥の秀れたる工、戸を壊さずに堂に入れることを得る。『日本書紀』

天皇は「銅と續の丈六の仏像各一軀を造る」ために鞍作鳥を工人に任命する。高麗国の大興王はそれを聞いて「黄金三百兩を貢上」したという。

丈六の銅像が完成し、「丈六の銅像を元興寺の金堂に坐（す）える」とある。ところが大きすぎて金堂に入らない。戸を壊して入れようとする。それを鞍作鳥は戸を壊さずに無事に納めたという。「金堂の完成」である。これが「元興寺」の完成であろう。「元興寺」の創建は「606年」である。

法興寺の完成は「596年」である。「(推古)四年(596年)十一月、法興寺、造り竟(おわ)る。」とある。

「日本の歴史学」は「法興寺＝元興寺」としている。そのため「法興寺(元興寺)」は「596年」に完成したが、金堂には仏像がまだ設置されていなかったと説明している。

しかし金堂に仏像が無いのに「法興寺、造り竟(おわ)る。」とは言わないであろう。「日本の歴史学」は「法興寺＝元興寺」としているためにこのような非論理的な説明をしなければならなくなっている。

「法興寺≠元興寺」である。『日本書紀』は「法興寺」と「元興寺」を明確に区別して書いている。法興寺と元興寺は別の寺である。完成した時期も異なる。

(2) 「元興寺」と阿每王権

「日本の歴史学」では元興寺は大和の飛鳥に創建されたとしている。すなわち鞍作鳥は大和の飛鳥で「丈六の銅像を造り、元興寺(飛鳥寺)の金堂に坐(す)えた」と解釈している。

しかし鞍作鳥が丈六の仏像を元興寺の金堂に坐(す)えたとき天皇は褒めて次のように言う。

(推古)十四年(606年)五月、鞍作鳥に勅して曰く、「朕、内典を興し隆(さか)えしめむと欲す。方(まさ)に仏刹を建てむとしてはじめて舍利を求める。時に汝の祖父司馬達等は便ち舍利を献じる。(中略)また仏像を造ること既に訖(おわ)りて(金)堂に入れることを得ず。(中略)然るに汝は戸を破らずに入れることを得る。此、皆汝の功なり。」という。即ち大仁の位を賜う。

『日本書紀』

鞍作鳥は金堂の戸を壊さずに仏像を入れることができた。それを讃えて天皇は「大仁の位を賜う」とある。「大仁」は阿每王権（『隋書』の倭国）の冠位である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

天皇は阿每王権の天皇である。『隋書』倭国伝に出てくる「多利思北孤」である。また「十五世物部大人連公（押坂彦人大兄）」でもある（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

元興寺は阿每王権が建立した寺である。阿每王権の本拠地は筑前の鞍手郡である。「元興寺」は筑前に建立されている。大和の飛鳥に建立されたのではない。

「法興寺」は「肥前の飛鳥」に建立され、「元興寺」は「筑前」に創建されている。「法興寺≠元興寺」である。

(3) 「元興寺伽藍縁起」と阿每王権

元興寺の仏像については『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』（以後、「元興寺伽藍縁起」と略）にも記録されている。

十三年歳次乙丑四月八日戊辰、銅二万三千斤、金七百五十九両を以て尺（釈）迦丈六の像（銅・繡二軀）並びに挟侍を敬い造る。高麗の大興王は方（まさ）に大倭に睦み、三宝を尊重して遙かに以て随い喜ぶ。黄金三百二十両を助成す。（中略）歳次戊辰、大隋国の使い主鴻臚寺掌客裴世清、副使尚書祠部主事遍光高等、来たり之を奉（あお）ぐ。

明年己巳四月八日、甲辰、畢竟、元興寺に坐（す）える。

『元興寺伽藍縁起』

「十三年歳次乙丑」は『日本書紀』の「(推古)十三年(605年)」である。「銅二万三千斤、金七百五十九両を以て尺(积)迦丈六の像(銅・繡二軀)並びに挟侍を敬い造る」とある。当時としてはかなりの出費であろう。「高麗の大興王は(中略)黄金三百二十両を助成す。」とある。『日本書紀』の記事と一致する。

次の「歳次戊辰」は608年である。「大隋国の使い主鴻臚寺掌客裴世清」が来る。『日本書紀』も「(推古)十六年(608年)」に裴世清が来たことを伝えている。

(推古)十六年(608年)四月、小野妹子、大唐より至る。唐国、妹子臣を号して蘇因高という。即ち大唐の使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従い筑紫に至る。難波吉士(きし)雄成(おなり)を遣わし大唐の客裴世清等を召す。唐の客の為にまた新館を難波の高麗館の上に造る。

六月、客等、難波津に泊まる。この日飾り船三十艘を以て客等を江口に迎えて新館に安置す。(中略)八月、唐の客京に入る。この日飾り騎七十五匹を遣わし唐客を海石榴市(つばきいち)の術(ちまた)に迎える。

『日本書紀』

裴世清等は「筑紫に至る」とある。筑紫に来ている。筑紫は博多であろう。その後「客等は難波津に泊まる」とある。難波津は福岡市東区を流れる多々良川の河口である。

「八月、唐の客京に入る」とある。裴世清等は筑前の鞍手郡へ向かう。「飾り騎七十五匹を遣わし唐客を海石榴市(つばきいち)の術(ちまた)に迎える」とある。「海石榴市」は福岡県嘉穂郡穂波町椿である。多々良川を遡り、三郡山地を越えたところに「穂波町椿」がある。阿每王権の本拠地はその北にある。裴世清は鞍手郡の阿每王権に来ている(古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』)。

『元興寺伽藍縁起』には「裴世清、副使尚書祠部主事遍光高等、来たり之を奉（あお）ぐ。明年己巳四月八日、甲辰、畢竟、元興寺に坐（す）える。」とある。裴世清等は完成したばかりの元興寺の仏像を拝んでいる。その翌年（明年己巳（609年）四月八日）に仏像は元興寺に坐えられる。元興寺の完成である。

『日本書紀』には「606年」に鞍作鳥が仏像を元興寺の金堂に座（す）えたとある。『元興寺伽藍縁起』では「609年」になっている。どちらが正しいのであろうか。

『日本書紀』の方は説話的であり、概略が記されている。しかも仏像は「605年4月～606年4月」の「1年間」で作り終えている。期間が短すぎるのではないだろうか。

『元興寺伽藍縁起』の方は具体的である。「明年己巳四月八日、甲辰、畢竟、元興寺に坐（す）える。」とある。「609年4月8日」という日付まで記録している。しかも仏像を造り始めるのは『日本書紀』と同じく「605年」であるが、完成は「608年」である。「3年間」を要している。『元興寺伽藍縁起』の方が正しいであろう。「元興寺」の創建は『元興寺伽藍縁起』の「609年」であろう。

○元興寺の創建

- 元興寺 609年に筑紫に創建
- 創建者 阿每王権の天皇（『隋書』倭国伝の多利思北孤）

(4) 鞍作鳥と「阿每王権」「上宮王家」

鞍作鳥は「605年」に阿每王権の天皇によって「仏像を造る工人」に任命される。「608年」に仏像は完成して「609年」に元興寺の金堂に座（す）

えている。「605年～609年」頃の鞍作鳥は阿每王権に属しており、筑前に居る。

「622年」に上宮法皇が死去する。鞍作鳥（止利仏師）は上宮法皇の等身大の釈迦三尊像を造り、「623年」に肥前の飛鳥の法隆寺金堂に座（す）えている。「622年～623年」ころの鞍作鳥（止利仏師）は肥前の飛鳥に居る。

鞍作鳥（止利仏師）は「605年～623年」まで北部九州に居る。鞍作鳥（止利仏師）は九州の人である。

(5) 「法興寺≠元興寺」の検証

2000年10月18日付の朝日新聞は元興寺禅室の建築部材の年代に関する記事を掲載している。

世界最古の木造部材

奈良県中院町、元興寺（がんこうじ）極楽坊の禅室（国宝）の建築部材が、飛鳥時代初めの五八二ごろ伐採されたヒノキであることがわかった、と元興寺文化財研究所が十七日発表した。元興寺の前身で、五九六年に完成した日本最初の寺院・飛鳥寺（奈良県明日香村）で使われた部材が元興寺で再利用されたい。七世紀末から八世紀にできた世界最古の木造建築の法隆寺より約一世紀古く、木造寺院の建築部材としては世界最古になるという。

鈴木嘉吉・元奈良国立文化財研究所長（建築史）は「巻斗（まきと）の形が奈良時代の様式なので、飛鳥寺の柱や梁（はり）など太い材を再利用したのだろう。平城京遷都で瓦が運ばれたことは知られていたが、建築部材は初めてで、遷都の様子がわかって興味深い」と話している。

朝日新聞

元興寺極楽坊の禅室の建築部材は「582年」に伐採されたヒノキであることが判明したという。

ここでも「飛鳥寺＝法興寺」説である。「元興寺の前身で、五九六年に完成した日本最初の寺院・飛鳥寺（奈良県明日香村）で使われた部材が元興寺で再利用されたい」と書いている。

「五九六年に完成した日本最初の寺院・飛鳥寺」とは「法興寺」のことである。

ところが法興寺を造り始めるのは「588年」である。

- （崇峻）元年（588年）是歳、飛鳥衣縫造の家を壊して始めて法興寺を作る。
- （崇峻）三年（590年）十月、山に入り寺の材を取る。
- （崇峻）五年（592年）十月、是の月、大法興寺の仏堂と歩廊を起こす。
- （推古）元年（593年）正月、仏の舍利を以て法興寺の刹柱の礎の中に置く。
- （推古）四年（596年）十一月、法興寺、造り竟（おわ）る。

『日本書紀』

「588年」から「法興寺」を造り始めて、「590年」に「山に入り寺の材を取る」とある。法興寺の木材を取るのは「590年」である。

一方、元興寺極楽坊禅室の建築部材は「582年」に伐採しているという。

○法興寺と元興寺の建築木材を伐採する時期

- 元興寺……582年頃～
- 法興寺……590年～

法興寺と元興寺は建築木材を伐採する時期が異なる。これをみても「法興寺
≠元興寺」である。「年輪年代法」がそれを証明している。

元興寺は582年頃から造り始めている。完成するのは609年である。完成までに27年間を要している。

○元興寺の造営

- 元興寺の造営期間 582年頃－609年
- 阿每王権が筑紫に創建した寺

2 「筑紫の元興寺」の検証

(1) 元興寺と筑紫大宰

元興寺は「筑紫」に創建された寺である。それを検証しよう。

「元興寺」が完成した時、次の事件が起きる。

（推古）十七年（609年）四月、筑紫大宰、奏上して言う、「百済の僧道欣・恵彌を首として、一十人、俗七十五人、肥後国芦北津に泊まれり」という。是時、難波吉士徳麻呂・船史龍を遣わし、以て之を問いて曰く、「何故来たのか」という。対えて曰く、「百済王、命じて呉国に遣わす。其の国乱有り、入るを得ず。更に本郷に返る。忽ち暴風に逢い、海中に漂蕩（ただよ）う。（中略）」という。

五月、徳麻呂等、復奏す。則ち徳麻呂・龍の二人を返して百済の人等を副えて本国に送る。対馬に至り、道人等十一人を以て皆之を請い、留まることを欲す。乃ち表を上（たてまつ）りて留まる。因りて元興寺に住まわしむ。

『日本書紀』

「（推古）十七年（609年）」に百済の僧等は漂流して肥後国芦北に流れ着く。筑紫大宰はそれを天皇に伝える。天皇は難波吉士徳麻呂・船史龍を遣わして「何故、芦北津に来たのか」を問う。百済の僧等は呉国（中国）からの帰りに暴風に逢い漂流したと言う。難波吉士徳麻呂・船史龍を遣わして本国に送り返そうとして対馬まで来ると、「道人等十一人」は日本に留まりたいという。そこで「元興寺に住まわしむ」とある。

「筑紫大宰」の報告を受けた「天皇」は百済の「道人等十一人」を「元興寺」に住まわせている。「天皇」は「筑紫大宰」と「元興寺」を支配している。

「筑紫大宰」は「筑紫」を統治するための機関である。「筑紫」を支配しているのは阿每王権である。「筑紫大宰」は「阿每王権」が設置している。したがって「元興寺」は「阿每王権」の寺であり、「筑紫」にある。

(2) 阿每王権と王辰爾

「筑紫大宰」の報告を受けて阿每王権の天皇は「難波吉士徳麻呂」と「船史龍」を肥後国芦北へ派遣する。

「難波吉士徳麻呂」は「難波の吉士徳麻呂」であろう。「難波」は福岡市東区の多々良川の川口である。阿每王権の海の玄関口である。「難波吉士徳麻呂」は福岡市東区の多々良川の河口（難波）の人であろう。阿每王権の臣下である。

「船史龍」の「船史」は阿每王権が定めた「姓」である。

（欽明）十四年（553年）七月、蘇我大臣稲目宿禰、勅を奉（うけたまわ）りて王辰爾を遣わし、船の賦（税）を数え録す。即ち王辰爾を以て船長と為す。因りて姓を賜り船史と為す。今の船連の先なり。
『日本書紀』

「王辰爾に姓を賜り船史と為す。」とある。

「552年」に物部尾輿は阿每王権（『隋書』の倭国）を樹立する。その翌年（553年）のことである。

「蘇我大臣稲目宿禰、勅を奉（うけたまわ）りて王辰爾を遣わし」とある。蘇我稲目は王辰爾を派遣している。蘇我稲目は阿每王権の重臣であることがわかる。本書「百濟大寺の移築」でも述べたように阿每王権は蘇我稲目を派遣して吉備や大和の高市郡に屯倉を設置する。

■（欽明）十六年（555年）七月、蘇我大臣稻目宿禰・穗積磐弓臣等を遣わし、吉備の五郡に白猪屯倉を置かしむ。

■（欽明）十七年（556年）七月、蘇我大臣稻目宿禰等を備前の児嶋郡に遣わし、屯倉を置く。

十月、蘇我大臣稻目宿禰等を倭国高市郡に遣わし、韓人大身狭屯倉・高麗人小身狭屯倉を置く。紀国に海部屯倉を置く。『日本書紀』

蘇我稲目は「555年」に吉備の五郡に屯倉を設置し、翌年の「556年」には「倭国高市郡」と「紀国」に屯倉を設置している。屯倉は西（吉備）から東へ設置されている。設置している王権は吉備よりも西側にあることがわかる。屯倉を設置している王権は筑前の鞍手郡に本拠地がある「阿每王権」である。

蘇我稲目は阿每王権の重臣（将軍）である。したがって王辰爾も阿每王権の臣下である。王辰爾に「船史」の姓を授けているのは阿每王権の天皇（物部尾輿）である。

「難波吉士徳麻呂」と「船史龍」を派遣して「元興寺に住まわしむ」とある。「難波吉士徳麻呂」も「船史龍」も阿每王権の臣下であるから「元興寺」は阿每王権の寺である。

「元興寺」は「609年」に北部九州（筑紫）に創建された「阿每王権の寺」である。

(3) 道照和尚と元興寺

『日本書紀』に「元興寺」が出てくるのは「（推古）十四年（606年）四月、丈六の銅像を元興寺の金堂に坐（す）える」という記事と、「（推古）十七年（609年）四月、因りて元興寺に住まわしむ」という二つの記事だけである。

次に「元興寺」が出てくるのは『続日本紀』である。700年に道照和尚が死去する。

(文武)四年(700年)三月、道照和尚物化(死)す。(中略)道照和尚は河内国丹比郡の人なり。俗姓は船連。父は恵釈であり、少錦下なり。(中略)

初め孝徳天皇の白雉四年(653年)に使いに随い唐に入る。適(たま)またま、玄奘三蔵に遇い、師として業を受ける。三蔵は特に愛し、同じ房に住まわしむ。(中略)後に使いに随い国に帰る。訣(わか)れに臨みて三蔵は持つ所の舍利・経論を以て咸(ことごと)く和尚に授けて曰く、「……」。(中略)

船は進み本朝に帰還す。元興寺の東南の隅に別に禅院を建てて住まわしむ。(中略)氣息有ること無し(死去す)。時に七十有二。弟子等、遺せる教えを奉じて栗原に火葬す。天下の火葬、此より始まる。(中略)

後に都を平城に遷すなり。和尚の弟及び弟子等、奏聞して禅院を新京に徙(うつ)し建てる。今の平城の右京の禅院、是なり。

『続日本紀』

道照和尚は唐へ渡り、玄奘三蔵から直接教えを受けたとある。また日本で初めて火葬になった人である。「天下の火葬、此より始まる。」とある。

道照和尚の姓は「船連」である。「船連」の前は「船史」である。

(欽明)十四年(553年)七月、蘇我大臣稲目宿禰、勅を奉(うけたまわ)りて王辰爾を遣わし、船の賦(税)を数え録す。即ち王辰爾を以て船長と為す。因りて姓を賜り船史と為す。今の船連の先なり。

『日本書紀』

「船史は今の船連の先なり」とある。「船史」から「船連」になっている。「船連」の姓を授けるのは天武天皇である。

(天武)十二年(683年)十月、三宅吉士・草壁吉士・伯耆造・船史・(中略)・鏡作造、并せて十四氏に姓を賜いて連という。

『日本書紀』

「683年」に天武天皇は「船史」に「船連」の姓を賜っている。「船史」は阿每王権の「姓」であり、「船連」は天武王権の「姓」である。

「635年」に阿每王権から天武王権に交代する。そのとき天武王権は阿每王権からすべてを引き継いでいる(古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』)。「船史」も阿每王権から天武王権の臣下になっている。

道照和尚の「父は恵釈であり、少錦下なり」とある。「少(小)錦下」は「天智三年(664年)に天武天皇が制定した冠位」である(古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』)。道照和尚の父恵釈のときから天武王権の臣下であることがわかる。

「白雉四年(653年)」に道照和尚は唐へ渡る。『日本書紀』は次のように書いている。

白雉四年(653年)五月、大唐に発遣する大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、学問僧道巖・道通・道光・恵施・覚勝・辨正・恵照・僧忍・知聰・道昭・定恵・安達・道観、学生巨勢臣葉・氷連老人并せて一百二十一人、ともに一船に乗る。『日本書紀』

学問僧の中に「道昭」が居る。「道照和尚」である。

「白雉四年(653年)」とある。「白雉」は天武天皇の父の年号である。「大使小山上吉士長丹」「副使小乙上吉士駒」とある。「小山上」「小乙上」

は天武天皇の父が制定した冠位である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

天武天皇の父が遣唐使を派遣している。大使小山上吉士長丹は翌年に帰国する。

白雉五年（654年）七月二十四日、西海使吉士長丹等、百済・新羅の送使と共に筑紫に泊まる。

是月、西海使等が唐国の天子に奉対（対面）して多く文書・宝物を得たことを褒めて小山上大使吉士長丹に授けるに少花下を以てす。

『日本書紀』

『日本書紀』は「筑紫に泊まる。」と書いている。あたかも大和へ帰る途中に「筑紫に泊まる」というような記述である。しかし長丹等は7月24日に筑紫に帰ってきて「是月（7月）」に天皇から「少花下」の位を授かっている。筑紫に帰ってきた翌日（7月25日）に筑紫を出発したとしても7月中に大和に着くことは不可能である。

「少花下」は天武天皇の父が制定した冠位である。吉士長丹等は筑紫で天武天皇の父から「少花下」の冠位を授かっている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。天武天皇の父の本拠地は筑前の宗像である。吉士長丹等は「筑紫（博多）に泊まり」、そこから宗像へ行き天皇（天武天皇の父）に帰国の報告をしているのであろう。そのとき「少花下」の位を授かっている。

道照和尚の帰国は不明であるが、道照和尚は天武天皇の父が派遣した遣唐使の学問僧である。「筑紫」に帰国するはずである。道照和尚は帰国して「元興寺の東南の隅に禅院を建てて住んで」いる。したがって「元興寺」は筑紫に在る。

道照和尚は「653年」に唐へ行き、帰国すると元興寺の東南の隅に住んでいるから元興寺は「653年以降」まで筑紫にある。

○元興寺が筑紫にある期間

- 元興寺 609年～653年以降まで筑紫にある。

一方、「法興寺」は天智天皇が病氣平癒を祈願した「671年」まで「肥前の飛鳥」にある。

○法興寺と元興寺

- 法興寺 596年～671年まで「肥前の飛鳥」にある
- 元興寺 609年～653年以降まで「筑紫」にある

「法興寺」と「元興寺」は同じ時期に「肥前の飛鳥」と「筑紫」にある。「法興寺」と「元興寺」は別の寺である。「法興寺≠元興寺」である。

従来は「飛鳥寺＝法興寺＝元興寺」説である。しかし「法興寺」は「671年」まで「肥前の飛鳥」にあり、「元興寺」は「653年以降」まで「筑紫」にある。したがって「大和の飛鳥寺」は「653年以降」までは存在しない。「大和の飛鳥寺」が「596年」に存在しているというのは誤りである。

第3章 天武天皇と飛鳥寺

1 『日本書紀』と「飛鳥寺」

(1) 齐明天皇と飛鳥寺

歴史学も、考古学も「飛鳥寺＝法興寺＝元興寺」説である。しかし前述のように「法興寺」と「元興寺」は別の寺である。しかも法興寺も元興寺も九州に創建されている。

大和の「飛鳥寺」は「いつ」頃、「誰」が建立したのであろうか。大和の「飛鳥寺」について調べてみよう。

『日本書紀』に「飛鳥寺」が出てくるのは「657年」からである。

(齐明)三年(657年)七月三日、靺鞨國の男二人女四人、筑紫に漂泊する。言う、臣等、初め海見嶋に漂泊す。乃ち駅を以て召す。十五日、須弥山の像を飛鳥寺の西に作る。且つ盂蘭盆会を設ける。暮れに靺鞨人を饗える。

『日本書紀』

「657年」以前は「法興寺」や「元興寺」であり、「飛鳥寺」は出てこない。『日本書紀』は「飛鳥寺」「法興寺」「元興寺」を明確に区別して書いている。しかし歴史学も考古学もそれを読み取ることができずに「飛鳥寺＝法興寺＝元興寺」としている。

「657年7月3日」に靺鞨人の男二人と女四人が筑紫に漂泊する。彼等は海見嶋に漂泊し、その後筑紫に流れ着いたという。「駅(馬)を以て召す」とある。天皇の命令により靺鞨人等を都に連れて来ている。

「657年」は「天武王権」の時代である。筑紫を支配しているのは「天武天皇の父」である。天武天皇の父の本拠地は宗像である(古代史の復元⑦『天

智王権と天武王権』)。「馭馬を以て召す」とあるから観貨邏人等は「筑紫から宗像」に連れてこられている。これらは北部九州の「天武王権」の話である。

「657年7月15日」に「須弥山の像を飛鳥寺の西に作る」とある。『日本書紀』に「飛鳥寺」が出てくる最初の記事である。

これは大和の話である。「須弥山の像」は飛鳥寺の西北の石神遺跡から出土している。石神遺跡は発掘調査により、7世紀中頃から後半の遺跡であるといわれている。「石神遺跡」は斉明天皇、および中大兄皇子が造っている。

続いて「且つ孟蘭盆会を設ける。」とある。「且つ」とあるから前の続きであろう。これも大和の話であろう。

ところが次に「暮れに観貨邏人を饗える。」とある。漂泊した観貨邏人をもてなしている。これは天武王権の話である。大和の斉明天皇と宗像の天武王権の話を『日本書紀』は混同して書いている。

あるいは意図的に混同させているのかもしれない。『日本書紀』は天武王権を抹殺している。観貨邏人をもてなしているのはあたかも大和の斉明天皇であるかのように孟蘭盆会の記事に続けて書いているのであろう。

「656年」に斉明天皇と中大兄皇子(天智天皇)は天武王権(天武天皇の父)を恐れて肥前の飛鳥から大和へ逃げて来る(古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』)。この話はその翌年のことである。

筑紫の天武王権を恐れて肥前から逃げてきた斉明天皇が「筑紫に漂泊した観貨邏人」を大和へ連れてくるようなことはできない。「暮れに観貨邏人を饗える。」とあるのは斉明天皇ではない。筑紫の「天武天皇の父」である。

『日本書紀』は「且つ孟蘭盆会を設ける。」に続いて「暮れに観貨邏人を饗える。」と書いている。昼に「孟蘭盆会を設けて」、「暮れに観貨邏人を饗える」というように読者が解釈するように意図的に書いているのであろう。筑紫の天武王権の出来事をあたかも大和王権の出来事であるかのように捏造している。

問題は、「須弥山の像を飛鳥寺の西に作る」と書いていることである。この記事を見ると大和にはすでに「飛鳥寺」が存在している。

しかし「法興寺」は「671年」まで肥前の飛鳥にあるし、「元興寺」は「653年以降」まで筑紫にある。「653年以降まで」というのは道照和尚が「653年」に唐へ行き、修行をして、数年後に帰国して「元興寺の東南隅の隅に別に禅院を建てて住む」という期間も入れるためである。

「653年」に唐へ出発して、数年後に帰国して「元興寺の東南隅の禅院」に住んでいる期間を入れるとおそらく「10年以上」はあるであろう。「663年」ころまで「元興寺」は筑紫にある。

「657年」には大和の飛鳥には「法興寺」も「元興寺」も存在しない。「飛鳥寺＝法興寺＝元興寺」ならば「飛鳥寺」は大和には存在しないことになる。

「須弥山の像を飛鳥寺の西に作る」という記事は「飛鳥寺」が存在しているのではなく、「須弥山の像」が設置されている位置を示すための「指標」として「飛鳥寺」を使っているのであろう。『日本書紀』が編纂される頃には「飛鳥寺」は存在している。そのため編纂者はうっかりして「飛鳥寺」を使ってその位置を説明しているのであろう。

「(斉明)三年(657年)」の「須弥山の像を飛鳥寺の西に作る」という記事をもって大和にはすでに「飛鳥寺」が存在していると解釈するのは誤りである。

(2) 「壬申の乱」と「飛鳥寺」

次に「壬申の乱」の時に「飛鳥寺」が出てくる。

(天武)元年(672年)六月二十六日、是時、近江朝、大皇弟東国に入ると聞いて、其の群臣は悉く愕(お)じて京の内は震動(さわ)ぐ。(中略)(大友皇子)穂積臣百足・弟五百枝・物部首日向を以て倭京へ遣わす。

(天武) 元年 (672年) 六月二十九日、是の日、大伴連吹負は密かに留守司の坂上直熊毛と之を議す。一二の漢直等に謂いて曰く、「我は詐りて高市皇子と称し、数十騎を率いて飛鳥寺の北路より之を出て営に臨む。乃ち汝は内応せよ。」という。既にして百済の家に兵を繕い南門より出る。先ず秦造熊に犢鼻 (ふんどし) をさせて馬に乗せて馳せて、寺の西の営の中に唱 (とな) えて曰く、「高市皇子、不破より至る。軍衆は多く従う」という。ここに留守司高坂王、及び兵を興す使者穂積臣百足等、飛鳥寺の西の槻の下によりて営を為す。

『日本書紀』

「672年6月26日」に大友皇子 (天皇) は「穂積臣百足・第五百枝・物部首日向を以て倭京へ遣わす」とある。近江から大和 (倭京) へ「穂積臣百足」等を派遣している。

「672年6月29日」に大伴連吹負は「数十騎を率いて飛鳥寺の北路より」来る。「留守司高坂王、及び兵を興す使者穂積臣百足等、飛鳥寺の西の槻の下によりて営を為す」とある。有名な「飛鳥寺の西の槻」が出てくる。「飛鳥寺の西の槻」には「留守司高坂王」と大友皇子 (天皇) が派遣した「穂積臣百足」等が「営を為す」とある。「飛鳥寺」は存在しているのであろうか。

ところが「壬申の乱」がはじまる「672年6月24日」の記事は『日本書紀』の捏造である。

(天武) 元年 (672年) 六月二十四日、即ち大分君恵尺・黄書造大伴・逢臣志摩を留守司高坂王のもとに遣わして、馱鈴を乞わしむ。因りて以て恵尺等に謂いて曰く、「若 (も) し鈴を得ることができなかったときは志摩は還りて覆奏せよ。恵尺は馳せて近江に往きて高市皇子・大津皇子を喚 (め) して伊勢に逢え。」という。

『日本書紀』

天武天皇は「大分君恵尺・黄書造大伴・逢臣志摩を留守司高坂王のもとに遣わして、駅鈴を乞わしむ」とある。ここに「留守司高坂王」が出てくる。天武天皇は「若（も）し鈴を得ることができなかったときは、恵尺は馳せて近江に往きて高市皇子・大津皇子を喚（め）して伊勢に逢え。」と命じている。

天武天皇は「天武王権の天皇」である。『日本書紀』は「天武王権」を抹殺するために天智天皇と天武天皇を兄弟にして、「天皇」は「天智天皇」にしている。天智天皇が近江へ遷都したとき弟の天武天皇も一緒に近江へ行ったことにしている。天武天皇は「壬申の乱」がはじまる前に近江から吉野へ逃げるが、高市皇子はそのまま近江に留まっていることになる。そのため「壬申の乱」がはじまる時、天武天皇は高市皇子・大津皇子を近江から呼び寄せたとしている。

これらはすべて『日本書紀』の捏造である。天智天皇と天武天皇は兄弟ではない。「王権」が異なる。日本列島には「天武王権」と「天智王権」が存在していた。

天智天皇は天武天皇を恐れて大和の飛鳥から近江へ逃げている。「近江遷都」は「近江への逃亡」である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「667年3月」に天智天皇が近江へ逃げると天武天皇は直ちに大和に入り、唐の侵攻に備える（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

○大和における天武天皇の対唐対策

- 667年3月 天智天皇は近江へ遷都（逃亡）
- 667年10月 唐は筑紫都督府を廃止
- 667年11月 天武天皇は大和に入る。金田城・屋島城・高安城を築く。
- 668年7月 筑紫率を任命
- 669年 水城の築造
- 670年2月 大野城・基肆城の築造

「667年11月」に天武天皇は大和に入り、唐の侵攻に備えて「金田城・屋島城・高安城」を築く。天武天皇は大和から大阪（高安城）・四国（屋島城）・対馬（金田城）までを支配している。「西日本」は天武天皇が支配する「天武王権」の領土である。

翌「668年7月」に筑紫率を任命して、「669年」に「水城」を、「670年」には「大野城・基肆城」を築城している。天武天皇は「大和」からこれらの指令を出している。大和は「天武王権」の本拠地である。

その大和に「天智王権」の「留守司高坂王」が居るはずがない。『日本書紀』は「（天武天皇が）大分君恵尺・黄書造大伴・逢臣志摩を留守司高坂王のもとに遣わして、馭鈴を乞わしむ」と書いている。しかし大和を支配しているのは「天武天皇」である。「天武天皇」が「留守司高坂王に馭鈴を乞う」ようなことはあり得ない。すべて『日本書紀』の捏造である。

「高坂王」についてはその後に「且つ、高坂王・稚狭王を喚（め）して軍に従わしむ」とある。高坂王は何の抵抗もせずに天武天皇の招集に応じている。そして天武王権の軍に従っている。天武王権も高坂王を処罰するようなことはしていない。高坂王は「天智王権」の「留守司（高坂王）」ではない証拠であろう。

「高坂王」について岩波書店の『日本書紀』の頭注には「系譜未詳」とある。高坂王は「天智王権」や「天武王権」の家臣ではないのであろう。そのため系譜の記録も残っていないのであろう。

高坂王は大和の先住民ではないだろうか。「656年」に斉明天皇・天智天皇は肥前の飛鳥から大和へ逃げて来る。天武天皇も唐に筑紫を割譲して「667年」に大和に移住してくる。天智天皇も天武天皇も大和には新来の渡来人である。

高坂王はそれ以前から大和に住んでいる王であらう。「高坂王」となっている。天智天皇が近江へ逃げたときも高坂王は大和に留まっている。「高坂王」は天智王権の家臣ではない証拠であらう。『日本書紀』はそれを近江朝の家臣であるかのように「留守司高坂王」と書いている。

「壬申の乱」のこれらの記事はすべて『日本書紀』の捏造である。「飛鳥寺」はその捏造記事の中に出てくる。「飛鳥寺」は「壬申の乱」のときには存在していないのであろう。

(3) 「飛鳥寺」の創建

次に『日本書紀』に「飛鳥寺」が出てくるのは「677年」である。「飛鳥寺」において「一切経を読ましむ」とある。

(天武)六年(677年)二月、是月、多禰嶋人等を飛鳥寺の西の槻の下に饗えたまう。

八月、大いに飛鳥寺に齋を設けて以て一切経を読ましむ。

『日本書紀』

「672年」の「壬申の乱」で日本列島を統一した天武天皇は「大和の飛鳥」に宮殿を造る。飛鳥浄御原宮である。

「677年」は天武天皇の時代である。「677年2月」に「多禰嶋人等を飛鳥寺の西の槻の下に饗えたまう」とある。「飛鳥寺の西の槻」が出てくる。

「8月」には「大いに飛鳥寺に齋を設けて以て一切経を読ましむ」とある。天武天皇は「飛鳥寺」において一切経を読ませている。この「飛鳥寺」は位置を示すような「指標」として使っているのではない。「飛鳥寺で一切経を読ませる」とあるから「飛鳥寺」は存在している。これが「飛鳥寺」の最初の記事であらう。

「672年」の「壬申の乱」の時には「飛鳥寺」は存在していない。「677年」には「飛鳥寺」は存在している。「672年～677年」の間に大和に「飛鳥寺」が創建されている。天武天皇の時代であるから「飛鳥寺」は天武天皇が創建したのであろう。

2 「飛鳥寺」と「元興寺」

(1) 「飛鳥寺」と移築

飛鳥寺は「672年」の「壬申の乱」の時には存在していない。飛鳥寺を造営するのは「672年」以降であろう。「672年」以降に造営をはじめて「677年」には完成している。その間は「5年」である。「元興寺」の創建は「582年頃～609年」までの「27年間」を要している。新しい寺院を創建するには「672年～677年」の5年間くらいでは無理であろう。特に「壬申の乱」のような大戦争の直後であればなおさらである。

「飛鳥寺（安居院）」の「飛鳥大仏」は鳥仏師の作であるといわれている。鳥仏師は「606年～623年」に九州で活躍している。「623年」ころは壮年であろう。「672年」ころはすでに死去している。「飛鳥大仏」が鳥仏師の作であるならば「飛鳥寺（飛鳥大仏を含む）」は「672年」以降に新しく造っているのではない。「法興寺」か、「元興寺」を移築しているのであろう。そのため「5年間」で建立することができたのではないだろうか。

(2) 「飛鳥寺＝元興寺」（その1）

飛鳥寺は元興寺を移築したのではないだろうか。『万葉集』をみると「大和の飛鳥」に「元興寺」がある。

「慶雲二年（705年）冬十一月」に大伴坂上郎女は肥前の佐保から上京して大和の飛鳥で「元興寺の里」の歌を詠む。

■ 大伴坂上郎女、元興寺の里を詠む歌一首

故郷（ふるさと）の飛鳥はあれど あおによし平城（なら）の明日香を見らくし好（よ）しも 『万葉集』（巻六 992番）
（訳）故郷の飛鳥はあるけれども平城（なら）の明日香を見るのは好いものだ

「故郷（ふるさと）の飛鳥はあれど」とある。「肥前に飛鳥はあるけれども」という意味である。

大伴坂上郎女は「平城（なら）の明日香」に来ている。「平城（なら）の明日香」とあるが「大和の飛鳥（明日香村）」であろう。

そこに「元興寺の里」がある。「大和の明日香村」に「元興寺」がある。それは「飛鳥寺」のことであろう。「飛鳥寺」は「元興寺」を移築したのではないだろうか。

(3) 「飛鳥寺＝元興寺」（その2）

「元興寺」に関する記録はかなり残っている。岩城隆利著『増補 元興寺編年史料 上巻』（吉川弘文館）にそれらが収録されている。しかしその多くは「元興寺」と「法興寺」を同一の寺としている。したがって信用できるものは少ない。

その中で信用できると思われるのは『南都七大巡礼記』であろう。

元興寺 大和国添上郡 平城 左京五條四條七坊之内

金堂、五間四面在重閣、本尊丈六弥勒如来、（中略）

當寺ハ元明天皇建立云々、敏達天皇御宇十三年九月、自百濟国渡馬瑙之弥勒像、則安本元興寺金堂云々、件本元興寺者、橘寺之西北方、但今礎許也、元明天皇、自高市郡藤原宮、遷都于添上郡之次、元正天皇改本元興寺、於奈良京遷給時、彼像等皆奉移新元興寺云々、（中

略) 元正天皇養老六年、壞本寺、聖武天皇天平十七年、造奈良元興寺云々、
『南都七大巡礼記』

「元興寺」は「平城京の左京五條四條七坊」にあるという。今も元興寺はその場所にある。平城京の元興寺である。「當寺ハ元明天皇建立云々」とある。「元興寺」は元明天皇が建立したとある。しかしそれは「移築」であろう。大和の飛鳥の「元興寺（飛鳥寺）」を平城京へ移築しているのであろう。

敏達天皇十三年に百済国が献上した瑪瑙の弥勒像は「本元興寺」に安置してあるという。「本（もと）元興寺」は「橘寺之西北方」にあるという。「飛鳥寺」である。「飛鳥寺=本元興寺」である。（ただし、現在の方位では西北ではなく真北よりやや東にある）

平城京の元興寺は「元興寺」と呼ばれ、飛鳥寺は「本元興寺」と呼ばれている。「本元興寺（飛鳥寺）」には「敏達天皇御宇十三年（584年）に百済国が献上した瑪瑙の弥勒像が安置してある」という。「584年」は阿每王権の時代である。百済は阿每王権に瑪瑙の弥勒像を献上している。阿每王権は筑紫に元興寺を建立している。阿每王権は百済が献上した瑪瑙の弥勒像を「筑紫の元興寺」に安置している。それが今は大和の飛鳥の「本元興寺（飛鳥寺）」にあるという。「本元興寺（飛鳥寺）」は「筑紫の元興寺」を移築したものである。

○「飛鳥寺」とは

■ 飛鳥寺は「筑紫の元興寺」を移築した寺である。

(4) 「元興寺」の移築時期

「元興寺」は「609年」に阿每王権が筑紫に創建した寺である。「635年」に阿每王権から天武王権に交代する（古代史の復元⑦『天智王権と天武王

権』)。元興寺は天武王権の寺になる。元興寺は「663年」ころまでは筑紫にある（前述）。

一方、斉明天皇は「656年」に天武王権の脅威から逃れるために肥前の飛鳥から大和の飛鳥に逃げて来る。「667年」に斉明天皇が死去すると天智天皇は天武王権（天武天皇）を恐れて大和の飛鳥を捨てて近江へ逃げる（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「656年～667年」の間は上宮王家（斉明天皇、天智天皇）が大和を統治している期間である。しかし斉明天皇は天武王権を恐れて肥前から大和へ逃けているから天武王権の元興寺を大和に移築するようなことはできない。斉明天皇が大和に居る時期（656年～667年）に「元興寺」を大和へ移築することはあり得ない。「元興寺」は「667年」まで筑紫にある。

「667年」に天智天皇は大和から近江へ逃げる。天武天皇は直ちに大和に入る。大和は天武王権が支配するようになる。「671年」に天智天皇が近江で死去すると天武天皇は「壬申の乱」を起こして天智王権を滅ぼす（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「672年」の「壬申の乱」で天武天皇は日本列島を統一する（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。「672年」の「壬申の乱」の時までは大和に「飛鳥寺」は存在しない。

「677年8月」に天武天皇は「飛鳥寺」において一切経を読ませている。「飛鳥寺」は「677年8月」には存在している。「筑紫の元興寺」は「672年～677年」の間に大和に移築されて「飛鳥寺」になっている。「元興寺」を大和に移築したのは「天武天皇」である。

○「飛鳥寺」の創建

- 「飛鳥寺」は「筑紫の元興寺」を移築したもの
- 移築の時期 672年～677年の間
- 移築したのは天武天皇

「飛鳥寺」と「法興寺」と「元興寺」の関係は次のようになる。

○飛鳥寺と法興寺と元興寺の関係

- 法興寺≠元興寺
- 飛鳥寺≠法興寺
- 飛鳥寺＝元興寺